

令和 8 年 度



滑川中学校 父母と先生の会 定期総会

- 1 議 事
- (1) 令和 7 年度事業報告並びに決算報告
 - ① 父母と先生の会
 - ② 手をつなぐ親の会
 - ③ 生徒活動後援会
 - (2) 令和 8 年度役員選出
 - (3) 令和 8 年度運営方針
 - (4) 令和 8 年度事業計画並びに予算案
 - ① 父母と先生の会
 - ② 手をつなぐ親の会
 - ③ 生徒活動後援会
 - ④ 学校サポート委員会事業計画
 - (5) PTA会則の一部改正について

令和 8 年度定期総会は、書面によりご審議いただく方法をとらせていただきます。

滑川中学校父母と先生の会定期総会資料 目次

1 令和7年度事業報告並びに決算報告

(1) 父母と先生の会

① 令和7年度事業報告	1
② 令和7年度決算報告	2
③ 令和7年度父母と先生の会備品積立決算報告	3
④ 令和7年度滑川中学校創立50周年記念事業決算報告	4

(2) 手をつなぐ親の会

① 令和7年度事業報告	5
② 令和7年度決算報告	6

(3) 生徒活動後援会

① 令和7年度事業報告	7
② 令和7年度決算報告	8

2 令和8年度役員選出(案)

3 令和8年度滑川中学校父母と先生の会運営方針(案)

4 令和8年度事業計画並びに予算(案)

(1) 父母と先生の会

① 令和8年度事業計画(案)	11
② 令和8年度予算書(案)	12
③ 令和8年度創立50周年事業予算書(案)	13

(2) 手をつなぐ親の会

① 令和8年度事業計画(案)	14
② 令和8年度予算書(案)	15

(3) 生徒活動後援会

① 令和8年度事業計画(案)	16
② 令和8年度予算書(案)	17

5 参 考

(1) 滑川中学校父母と先生の会の概要	18
(2) 滑川中学校父母と先生の会 会則	19~20
(3) 慶弔規定	21
(4) 手をつなぐ親の会 会則	22
(5) 生徒活動後援会 会則	23
(6) 年間行事予定	24

令和7年度父母と先生の会 事業報告

月	運営委員会	学校サポート委員会
4	入学式 PTA総会※ 新旧役員引継ぎ式	PTA総会※
5	市P連定期総会※ 学校運営協議会 生徒総会見学 第1回運営委員会	第1回運営委員会
6	セーフティチェックツアー	青少年相談員総会 セーフティチェックツアー
7	地域学校協働活動コーディネーター等に関する研修会 第1回単位PTA会長会議及び第1回委員会 お花を植えよう 日立地区学校警察連絡協議会 第1回学校・地域交流会	青少年相談員街頭活動 お花を植えよう 第1回単位PTA会長会議及び第1回委員会 田尻学区青少年健全育成連絡協議会
8	日立市教育振興大会	青少年相談員街頭活動
9	第2回学校・地域交流会 PTA奉仕作業	PTA奉仕作業 青少年相談員街頭活動
10	第2回運営委員会 なめっこフェスティバル(Nフェス)	第2回運営委員会 第1回選考委員会 青少年相談員街頭活動
11	滑川地区文化祭 県北地区PTA連絡協議会研修会 潮風祭協力	第2回選考委員会 青少年相談員街頭活動
12	第2回学校運営協議会 市P連会長会議(日立シビックセンター)	第2回田尻学区青少年健全育成連絡協議会 第3回選考委員会 県北地区P子育てネットワーク委員会研修会
1		市青少年相談員集会
2	新入生保護者説明会 第3回運営委員会 おさがりプロジェクト	第3回運営委員会 第2回子ネット委員会
3		

※書面決議・決算

令和7年度 滑川中学校 父母と先生の会 決算報告

収入総額	910,997円
支出総額	562,314円
残 高	348,683円

【収入の部】

単位：円 △は減

No.	科目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増減	付 記
1	会費	581,400	551,990	△ 29,410	170円/人×3247人(延べ人数)
2	繰越金	343,348	343,348	0	令和6年度繰越金
3	雑収入	13,000	15,659	2,659	市P連補助金・利息
4	合計	937,748	910,997	△ 26,751	

【支出の部】

No.	科目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増 減	付 記
1	事務費	62,000	41,730	△ 20,270	
2	事務費	30,000	28,330	△ 1,670	退任役員お礼
3	総会費	0	0	0	
4	会議費	5,000	0	△ 5,000	
5	選考委員会費	7,000	6,000	△ 1,000	選考委員謝礼
6	旅費	20,000	7,400	△ 12,600	対外事業参加交通費
7	研修補助費	0	0	0	
8	教養部費(サポート委員)	100,000	0	△ 100,000	
9	講・研修会費	100,000	4,186	△ 95,814	おさがりプロジェクト準備品
10	部会費	0	0	0	
11	広報部費	100,000	0	△ 100,000	
12	会報発行費	100,000	0	△ 100,000	
13	会報調査費	0	0	0	
14	部会費	0	0	0	
15	校外部費	0	0	0	
16	校外巡視費	0	0	0	
17	地区連絡費	0	0	0	
18	部会費	0	0	0	
19	学年部費	0	0	0	
20	1学年部費	0	0	0	
21	2学年部費	0	0	0	
22	3学年部費	0	0	0	
23	部会費	0	0	0	
24	学校行事費	120,000	72,819	△ 47,181	体育祭警備代・奉仕作業・吊り下げ名札
25	オヤジの会	0	0	0	体育祭お茶
26	負担金	110,000	88,649	△ 21,351	市P連負担金・PTA安全互助会・教育会費
27	慶弔費	80,000	29,800	△ 50,200	慶弔規定による
28	記念品費	140,000	125,890	△ 14,110	卒業記念品代(卒業証書ケース・印章・コサージュ)
29	環境整備費	130,000	119,240	△ 10,760	奉仕作業混合油・卒業式用鉢花
30	50周年記念事業費	50,000	50,000	0	積立金
31	備品積立費	30,000	30,000	0	積立金
32	予備費	15,748	0	△ 15,748	
33	合 計	937,748	562,314	△ 375,434	

令和7年度会計監査について会計諸帳簿並びに関係書類を照合の結果 適正であることを認めます。

令和8年3月17日

会計監査

黒澤 美穂子



会計監査

目黒 良子



令和7年度 滑川中学校 父母と先生の会 備品積立 決算報告

収入総額	522,123円
支出総額	0円
残 高	522,123円

【収入の部】

単位：円 △は減

No.	科目	金額	付 記
1	P T A 備品積立金	30,000	令和7年度の積立
2	繰越金	491,112	令和6年度からの繰越
3	利 息	1,011	
4	合 計	522,123	

【支出の部】

No.	科目	金額	付 記
1	支出無し	0	
2	合 計	0	

令和7年度会計監査について会計諸帳簿並びに関係書類を照合の結果 適正であることを認めます。

令和8年3月17日

会計監査

黒澤 美穂子



会計監査

目黒 良子



令和7年度滑川中学校創立50周年記念事業決算報告書

収入総額	351,973円
支出総額	0円
差引総額	351,973円

1 収入の部

項 目	金 額 (円)	付 記
積立金	50,000	令和7年度分
繰越金	301,388	令和6年度分
その他	585	利子
合 計	351,973	

2 支出の部

項 目	金 額 (円)	付 記
なし	0	
合 計	0	

上記決算報告書を詳細に監査したところ、会計諸帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていることを認めます。

令和8年3月17日

会計監査 黒澤美穂子 

会計監査 目黒良子 

滑川中学校

令和7年度 手をつなぐ親の会事業報告

月	事業報告
4	親の会総会(書面)
5	
6	
7	
9	
10	日立市ふれあい学習会(中止)
11	日立市ふれあい作品展出品
12	パラアーティストフェスティバル2025 作品出品
1	
2	
3	会報『うずしお』発行 卒業記念品授与(3年生)

令和7年度 滑川中学校 手をつなぐ親の会 決算報告

収入総額	169,319 円
支出総額	38,069 円
残 高	131,250 円

【収入の部】

単位：円 △：減

No.	科 目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増 減	付 記
1	会 費	75,360	65,360	△10,000	会費20円/月
2	繰越金	103,723	103,723	0	
3	雑収入	0	236	236	利息
4	合 計	179,083	169,319	△9,764	

【支出の部】

単位：円 △：減

No.	科 目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	増 減	付 記
1	会議費	1,000	0	△1,000	
2	会員研修費	1,000	0	△1,000	
3	教材図書費	70,000	10,643	△59,357	教材等
4	学級援護費	100,000	27,426	△72,574	卒業記念品・連絡ノート・収納ケース等
5	事務費	500	0	△500	
6	会報発行費	500	0	△500	
7	予備費	6,083	0	△6,083	
8	合 計	179,083	38,069	△141,014	

令和7年度会計監査について会計諸帳簿並びに関係書類を照合の結果、
適正であることを認めます。

令和8年3月 17日

会計監査

目黒 良子



会計監査

黒澤 美穂子



滑川中学校生徒活動後援会

令和7年度 年間事業報告

月	主な学校行事	主な事業
4	入学式	・ P T A 総会 * 書面
5	体育祭	・ 第 1 回役員会・運営委員会 ・ 第 1 回部活動見学会・懇談会 ・ 県北陸上 ・ 生徒総会
6	修学旅行 期末テスト 授業参観（壮行会）	・ 第 1 回理事会 ・ 県通信陸上
7	二者面談 職場体験学習 第 1 学期終業式	・ 県北総体 ・ 県総体 ・ 県北吹奏楽コンクール ・ 地区清掃参加予定
8	夏季休業日	
9		・ 県新人陸上
10	中間テスト	・ 県北新人 ・ 県北駅伝 ・ 第 2 回役員会・理事会、運営委員会 ・ 滑川地区への行事参加 ・ 県新人
11	潮風祭 教育相談 期末テスト	・ 潮風祭 ・ 県駅伝 ・ アンサンブルコンテスト
12	授業参観 二者面談	
1	県学力診断テスト 新入生体験学習	
2	新入生保護者説明会 宿泊学習 学年末テスト 授業参観 県立高校学力検査	・ 第 3 回役員会・理事会、運営委員会
3	卒業式	・ 吹奏楽部定期演奏会 ・ 補助金交付（市教委：中体連）

令和7年度 生徒活動後援会 決算報告書

収入総額	4,961,869 円
支出総額	3,619,971 円
差引残額	1,341,898 円

1 収入の部

単位(円)

項目	予算現額	収入済額	差額	付記
繰越金	2,228,721	2,228,721	0	令和6年度生徒活動後援会繰越金
会 費	2,256,000	2,200,000	△ 56,000	8,000円×275人
補助金	700,000	524,596	△ 175,404	市中体連、市P連等
雑収入	5,000	8,552	3,552	利息等
合 計	5,189,721	4,961,869	△ 227,852	

2 支出の部

単位(円)

項目	予算現額	支出済額	差額	付記
物品購入費	2,000,000	1,129,880	△ 870,120	タブレットケース、部活動用品、ユニフォーム等
部活動運営費	2,500,000	2,256,401	△ 243,599	総体・新人戦バス代、吹奏楽バス・トラック代等
負担金	100,000	62,080	△ 37,920	県中体連学校負担金等
修繕費	300,000	86,286	△ 213,714	楽器修理費、体育館モップ、製氷機メンテナンス等
予備費	289,721	85,324	△ 204,397	手数料、英語プレゼンタクシー代等
合 計	5,189,721	3,619,971	△ 1,569,750	

上記決算報告書を詳細に監査したところ、会計諸帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていることを認めます。

令和7年3月17日

会計監査

黒澤 美穂子



会計監査

目黒 良子



令和8年度 役員選出（案）

父母と先生の会役員（案）

会長	羽良 幸七
副会長	土岐 美麿
	中島 裕信
	鈴木 夏美
	角田 智和
書記	岩渕シゲ子
	小澤 哲子
会計	鈴木 有里
	大越 光代
会計監査	目黒 良子
	田村 春枝

手をつなぐ親の会役員（案）

会長	徳永 未来
副会長	粕谷 恵弥
会計	星野 裕子

生徒活動後援会役員（案）

会長	土岐 美麿	（兼任）
副会長	羽良 幸七	（兼任）
	植木 尚之	

令和 8 年度滑川中学校父母と先生の会運営方針（案）

本年度の出発にあたり、次の 3 つの目標をかかげ、これらの目標が達成できるよう努力していきます。

〔3 つの目標〕

- 1 家庭における基本的な生活習慣を確立するよう努力しよう。
- 2 学校・家庭・地域の連携を強め、生徒の健全な育成に努めよう。
- 3 学校における教育活動を理解し、研修を重ね、子供に寄り添う努力をしよう。



令和８年度父母と先生の会 事業計画(案)

月	運営委員会	学校サポート委員会
4	入学式 PTA総会※ 新旧役員引継ぎ式	PTA総会※
5	市P連定期総会 学校運営協議会 生徒総会 第1回運営委員会	第1回運営委員会
6	セーフティチェックツアー	青少年相談員総会 セーフティチェックツアー
7		青少年相談員街頭活動 田尻学区青少年健全育成連絡協議会
8	日立市教育振興大会	青少年相談員街頭活動
9	PTA奉仕作業	PTA奉仕作業 青少年相談員街頭活動
10	第2回運営委員会 なめっこフェスティバル(Nフェス)	第2回運営委員会 第1回選考委員会 青少年相談員街頭活動
11	滑川地区文化祭 潮風祭	第2回選考委員会 青少年相談員街頭活動
12	第2回学校運営協議会 市P連会長会議	第2回田尻学区青少年健全育成連絡協議会 第3回選考委員会 県北地区P子育てネットワーク委員会研修会
1		市青少年相談員集会
2	新入生保護者説明会 第3回運営委員会 おさがりプロジェクト	第3回運営委員会 第2回子ネット委員会
3		

※書面決議・決算

令和8年度 滑川中学校 父母と先生の会予算書 (案)
(単位:円)

1. 歳入の部

費目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増	減	備考
1 会費	550,800	581,400		30,600	170円×12月×270人
2 繰越金	348,683	343,348	5,335		
3 雑収入	15,000	13,000	2,000		
合計	914,483	937,748		23,265	

2. 歳出の部

費目	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増	減	備考
1. 事務費	60,000	62,000		2,000	
(1) 事務費	35,000	35,000			
(2) 選考委員会費	10,000	7,000	3,000		
(3) 旅費	15,000	20,000		5,000	
2. 事業費	840,000	860,000		20,000	
(1) サポート委員会費	150,000	100,000	50,000		
(2) 広報費	20,000	100,000		80,000	
(3) 学校行事費	120,000	120,000			
(4) 負担金	100,000	110,000		10,000	
(5) 慶弔費	100,000	80,000	20,000		
(6) 記念品費	150,000	140,000	10,000		
(7) 環境整備費	120,000	130,000		10,000	
(8) 50周年記念事業費	50,000	50,000			
(9) 備品積立費	30,000	30,000			
3. 予備費	14,483	15,748		1,265	
合計	914,483	937,748		23,265	

3. 差引残高

1. 歳入総額	914,483 円
2. 歳出総額	914,483 円
3. 差引残高	0 円

上記の通り提案いたします。

令和 8 年度滑川中学校創立 5 0 周年記念事業予算書（案）

収入総額	4 0 2, 5 5 8 円
支出総額	0 円
差引総額	4 0 2, 5 5 8 円

1 収入の部

項 目	令和 7 年度 予算額	令和 8 年度 予算額	増 減	付 記
繰越金	301,388	351,973	50,585	令和 7 年度繰越金
記念事業積立金	50,000	50,000	0	令和 8 年度積立金
利子	585	585	0	
その他雑収入	0	0	0	
合 計	351,973	402,558	50,585	

2 支出の部

項 目	令和 7 年度	令和 8 年度	増 減	付 記
物品購入費	0	0	0	
報償額	0	0	0	
合 計	0	0	0	

令和8年度 手をつなぐ親の会事業計画(案)

月	事業計画
4	親の会総会(書面)
5	
6	
7	
9	
10	
11	日立市ふれあい作品展出品
12	パラアーティストフェスティバル2026 作品出品
1	
2	校内卒業を祝う会(3年 学級活動)
3	会報『うずしお』発行 卒業記念品授与(3年生)

令和8年度 滑川中学校 手をつなぐ親の会 予算書（案）

1	収入総額	196,050	円
2	支出総額	196,050	円
3	差引残高	0	円

【収入の部】

単位：円 △：減

No.	科 目	令和7年度 予算額	令和8年度 予算額	増 減	付 記
1	会 費	75,360	64,800	△10,560	20円/人×270人(生徒実家庭+教師)× 12ヶ月
2	繰越金	103,723	131,250	27,527	
3	雑収入	0	0	0	
4	合 計	179,083	196,050	16,967	

【支出の部】

単位：円 △：減

No.	科 目	令和6年度 予算額	令和8年度 予算額	増 減	付 記
1	会議費	1,000	1,000	0	役員会諸経費
2	会員研修費	1,000	1,000	0	研修会・資料代
3	教材図書費	70,000	80,000	10,000	教材・図書代
4	学級援護費	100,000	110,000	10,000	材料・消耗品代
5	事務費	500	500	0	事務用品
6	会報発行費	500	500	0	会報「うずしお」
7	予備費	6,083	3,050	△3,033	
8	合 計	179,083	196,050	20,000	

滑川中学校生徒活動後援会

令和8年度 年間事業計画

月	主な学校行事	主な事業
4	入学式	・ P T A 総会 * 書面
5	体育祭	・ 第 1 回役員会・運営委員会 ・ 第 1 回部活動見学会・懇談会 ・ 県北陸上 ・ 生徒総会
6	修学旅行 期末テスト 授業参観（壮行会）	・ 第 1 回理事会 ・ 県通信陸上
7	二者面談 職場体験学習 第 1 学期終業式	・ 県北総体 ・ 県総体 ・ 県北吹奏楽コンクール ・ 地区清掃参加予定
8	夏季休業日	・ 滑川地区ふれあい夏まつり（吹奏楽部演奏） ・ 関東総体 ・ 県吹奏楽コンクール
9		・ 県新人陸上
10	中間テスト	・ 県北新人 ・ 県北駅伝 ・ 第 2 回役員会・理事会、運営委員会 ・ 滑川地区への行事参加 ・ 県新人
11	潮風祭 教育相談 期末テスト	・ 潮風祭 ・ 県駅伝 ・ アンサンブルコンテスト
12	授業参観 二者面談	・ 県アンサンブルコンテスト
1	県学力診断テスト 新入生体験学習	
2	新入生保護者説明会 宿泊学習 学年末テスト 授業参観 県立高校学力検査	・ 第 3 回役員会・理事会、運営委員会
3	卒業式	・ 吹奏楽部定期演奏会 ※未定 ・ 補助金交付（市教委：中体連） ・ 補助金交付（市教委：市教育研究会音楽部）

令和8年度 生徒活動後援会 予算書(案)

収入予算額 4,182,898 円

支出予算額 4,182,898 円

差引額 0 円

1 収入の部

単位 (円)

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額	増減	付記
会費	2,256,000	2,200,000	2,136,000	△ 120,000	8,000円×267人
補助金	700,000	524,596	700,000	0	中体連、日立市教育研究会(音楽部)等
繰越金	2,228,721	2,228,721	1,341,898	△ 886,823	前年度繰越金
雑入	5,000	8,552	5,000	0	利息、その他
合 計	5,189,721	4,961,869	4,182,898	△ 1,006,823	

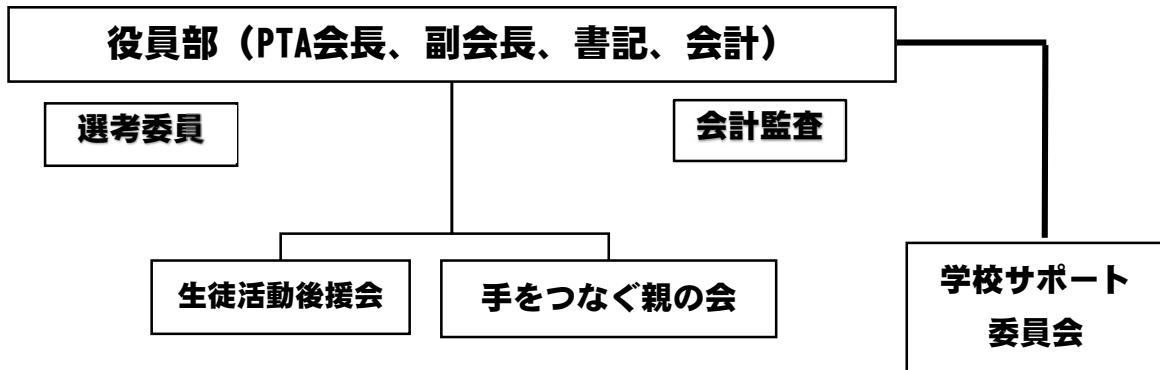
2 支出の部

単位 (円)

項目	令和7年度 予算額	令和7年度 決算額	令和8年度 予算額	増減	付記
物品購入費	2,000,000	1,129,880	1,500,000	△ 500,000	タブレットケース、部活動用品、ユニホーム等
部活動運営費	2,500,000	2,256,401	2,300,000	△ 200,000	総体・新人戦バス代、吹奏楽バス・トラック代等
負担金	100,000	62,080	100,000	0	県中体連学校負担金等
修繕費	300,000	86,286	200,000	△ 100,000	楽器修理費、体育館モップ、製氷機メンテナンス等
予備費	289,721	85,324	82,898	△ 206,823	手数料、英語プレゼンタクシー代等
合 計	5,189,721	3,619,971	4,182,898	△ 1,006,823	

滑川中学校父母と先生の会の概要（案）

1 組織図



2 学校サポート委員会

生徒の郊外生活指導、地域や学校の教育環境の改善活動、講演会や研修会、あいさつ運動、学校保健委員会、ボランティア活動への参加

- (1) 子育てネットワーク委員会
- (2) 青少年相談員
- (3) 校外活動委員

3 各活動団体

生徒活動後援会、手をつなぐ親の会

4 選考委員会

各学年から選出して結成

役員会、手をつなぐ親の会、生徒会後援会の選考

日立市立滑川中学校父母と先生の会(PTA)会則

- 第1条 名称および所在地
本会は日立市滑川中学校父母と先生の会(PTA)と称し、事務所を日立市滑川中学校におく。
- 第2条 目的
本会は学校と家庭が協力して、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。
- 第3条 活動
本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。
(1) 会員の教養向上に関すること
(2) 学校教育の理解と家庭教育の振興に関すること
(3) 生徒の校外生活指導に関すること
(4) 地域教育環境の改善に関すること
(5) その他本会の目的を達成するために必要なこと
- 第4条 会員
本会の会員は滑川中学校在生徒の保護者と教職員ならびに本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。
- 第5条 会計および会計年度
本会の経費は生徒活動補助費(PTA 会費)および寄付金をもってこれにあてる。生徒活動補助費(前 PTA 会費)は一家庭月額 1 7 0 円とし、慶弔費もこれに含む。会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 第6条 役員
本会には次の役員をおく。会長 1 名、副会長 4 名、書記 2 名、会計 2 名なお、役員数の若干名の増減については認めることとする。
- 第7条 役員の選出
会員からなつた選考委員が候補者の選考にあたり、総会の承認を得る。
- 第8条 役員の任務
(1) 会長は会務を総理し、会を代表する。(選考委員会は除く)
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときこれを代行する。副会長は学校サポート委員会活動に事故あるときこれを代行する。
(3) 書記、会計は会長の指示により庶務及び会計を処理する。
- 第9条 役員の任期
役員の任期は 1 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第10条 総会
総会は会長が招集し、会務の報告、決算の承認、予算の承認、予算の決定、役員及び会計監査委員の承認その他、会の運営に必要な事項は出席者の過半数をもって議決する。議長はそのつと選出する。総会は委任状を含めた 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。臨時総会は会長及び会員の 5 分の 1 以上の要請があつた場合に開くことができる。
- 第11条 運営委員会
運営委員会は会長が招集し、役員、学校長、学校サポート委員をもって構成し会長が議長となる。運営委員会の任務は次の通りとする。
総会提出議案の審議、サポート委員の活動の報告、提案された計画の審議を行う。細則の変更と決定その他緊急事項の処理を行う。

第 12 条 会計監査

本会の経理を監査するために 2 名の会計監査委員をおく。会計監査委員はサポート委員より選出する。総会の承認をえる。任期は 2 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第 13 条 委 員

本会に次の委員をおく。(1) 学校サポート委員会

第 14 条 委員の選出

サポート委員より選出する。

第 15 条 委員の任務

募集された活動に積極的に取り組む。

第 16 条 委員の任期

PTA 会員である期間とする。

第 17 条 会則の変更は運営委員会で審議し、総会にはかり決定する。

第 18 条 会則外事項に関してはすべて運営委員会において審議決定する。

付 則

- (1) この会の慶弔規定は別に定める。
- (2) 本則は昭和 61 年 4 月 26 日より一部改正する。
- (3) 本則は平成 11 年 4 月 17 日より一部改正する。
- (4) 本則は平成 13 年 4 月 14 日より一部改正する。
- (5) 本則は平成 14 年 4 月 25 日より一部改正する。
- (6) 本則は平成 17 年 4 月 23 日より一部改正する。
- (7) 本則は平成 29 年 4 月 15 日より一部改正する。
- (8) 本則は令和 3 年 4 月 10 日より一部改正する。
- (9) 本則は令和 6 年 4 月 26 日より一部改正する。
- (10) 本則は令和 7 年 4 月 12 日より一部改正する。
- (11) 本則は令和 8 年 1 月 28 日より一部改正する。

学校サポート委員会細則

第 1 条 学校サポート委員会は会員と学校側より選出された会員をもって構成する。

第 2 条 会長は必要により委員を会員以外からも委嘱することができる。

第 3 条 会員の中から日立市青少年相談員、選考委員、校外活動委員、子育てネットワーク委員、会計監査員を選出する。

第 4 条 学校サポート委員会は会長が招集し希望事項について計画し、運営委員会にはかり活動することができる。

第 5 条 学校サポート委員会の活動は次のとおりとする。

生徒の郊外生活指、地域や学校の教育環境の改善、講演会、研修会あいさつ運動、学校保健委員会参加、その他教養、ボランティア活動参加、会計監査

第 6 条 学校サポート委員会の細則は運営委員会に変更することができる。

付 則

- (1) 本細則は令和 6 年 4 月 26 日に改正
- (2) 本細則は令和 7 年 4 月 12 日に改正
- (3) 本細則は令和 8 年 1 月 28 日に改正

慶弔規定

第1条 本会の対象は会員及び生徒とする。

第2条 会員並びに生徒に対する慶弔は次のとおりとする。

(1) 死亡について

ア 会員 10,000 円

イ 生徒 10,000 円

(2) 感謝状の贈呈について

ア 会員で特に功労のあった場合

第3条 前条までの規定の外特別の事情のある場合は、運営委員会の協議により決定する。

第4条 本規定の改正は、運営委員会で行い、総会に報告する。

《付則》

(1) 本規定は昭和 61 年 4 月 26 日より一部改正する。

(2) 本規定は平成 8 年 1 月 20 日より一部改正する。

(3) 本規定は平成 11 年 3 月 6 日より一部改正する。

(4) 本規定は平成 13 年 3 月 17 日より一部改正する。

(第2条、第3条、第6条削除)

(5) 本規定は平成 19 年 4 月 21 日より一部改正する。

(第2条(2)削除)

(6) 本規定は平成 29 年 4 月 15 日より一部改正する。

(第2条(2)ア削除)

(7) 本規定は令和 3 年 4 月 10 日より一部改正する。

(第2条(1)ウ削除)

《参考：削除した慶弔規定》

第2条 本会の慶弔費は特別会計とし、年額 120 円を P T A 会費と同じ要領で納入する。第3条本会の慶弔費については残金を生じたときは、次年度に繰越し他に流用することはできない。

第6条 本規定に定める慶弔費の収支については、会計監査を受け、総会に報告する。

第2条 (2) 傷病について

ア 生徒が休校 1 カ月以上の場合 5,000 円

イ 教職員が休校 1 カ月以上の場合 5,000 円

第2条 ア 運営委員・会計監査委員として2年以上の場合

日立市立滑川中学校手をつなぐ親の会会則

- 第1条（名 称） 本会は滑川中学校手をつなぐ親の会と称する。
- 第2条（事務所） 本会は事務所を日立市立滑川中学校におく。
- 第3条（目 的） 本会は滑川中学校の特別な教育的支援を必要とする生徒を守りその福祉を増進することを目的とする。
- 第4条（事 業） 本会は第3条の目的達成のために下記の事業を行う。
- 1 特別な教育的支援を必要とする生徒のための育成に役立つ啓発
 - 2 特別な教育的支援を必要とする生徒のための指導ならびに経済的措置
 - 3 会員相互の研修と親睦
 - 4 その他必要な活動
- 第5条（会 員） 本会は次の会員をもって構成する。
- 1 正会員は滑川中学校の保護者
 - 2 賛助会員は本会の趣旨に賛同する個人または団体
- 第6条（役 員） 本会は次の役員をおく。役員数の若干名の増減については認めることとする。
- 会長1名 副会長1名 幹事若干名 会計1名
- 第7条（会 議） 本会は次の会議をもつ。
- 総会、臨時総会
- 第8条（財 政） 本会の活動に必要な経費は会費、寄付金及びその他の収入による。会員の会費は月額20円とする。

《付則》

- 1 本会則は昭和55年5月17日より実施する。
- 2 昭和63年4月16日より一部改正する。
- 3 平成29年4月15日より一部改正する。
- 4 平成30年4月14日より一部改正する。
- 5 令和 8年1月28日より一部改正する。

日立市立滑川中学校生徒活動後援会会則

第一条（目 的）本会は滑川中学校の生徒の体育および文化活動の振興を促進することを目的とする。

第二条（事務局）本会の事務局を滑川中学校におく。

第三条（会 員）会員は滑川中学校に籍をおく全生徒の保護者と本会の趣旨に賛同する者で構成する。

第四条（事 業）本会は第一条の目的達成のため次の事業を行う。

(1)本校生徒の体育および文化活動振興のための援助

(2)その他必要と認める事業

第五条（経 費）本会の経費は、生徒一人当たり年額一口 8、000 円とし、分割して納入する。尚、不足発生時には臨時に任意で徴収することもできる。

《年間を通して、PTA会員を問わず、本校生徒活動後援会を支援するための賛助会員を募り、賛助会費を集めることができる。》

第六条（役 員）本会に次の役員をおき、任期を一ヶ年以上とし、留任は妨げない。**役員数の若干名の増減については認めることとする。**

(1)会 長（1名） 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2)副会長（2名） 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

第七条（理 事）理事（若干名）は会長が委嘱し、会の運営にあたる。任期を一ヶ年とし留任は妨げない。

第八条（幹 事）幹事（1名）は学校職員をあて、会長が委嘱し、庶務会計その他の事務を行う。任期は一ヶ年とし留任は妨げない。

第九条（監 査）監査（2名）は父母と先生の会の監査委員が兼任とする。

第十条（顧 問）本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。

第十一条（理事会）理事会は毎年3回（5、10、3月）を定例会議として招集する。議題は本会の予算・決算・事業計画・役員の選出および重要事項を審議決定する。

理事会は会長が必要と認めたときは、定例会議以外でも招集することができる。

第十二条（会計）本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。決算報告は会員に文書をもって行う。

《付則》

(1) 本会は、昭和55年5月17日より施行する。

(2) 本会の会長はPTA役員の中より選任することも出来る。ただし、この場合兼任を妨げない。

(3) 昭和58年4月 1日 一部改正する

(4) 昭和62年4月 1日 一部改正する。

(5) 昭和63年4月 1日 一部改正する。

(6) 平成 8年4月 1日 一部改正する。

(7) 平成12年4月16日 一部改正する。

(8) 平成16年4月 1日 一部改正する。

(9) 平成25年4月13日 一部改正する。

(10) 平成26年4月12日 一部改正する。

(11) 平成27年4月11日 一部改正する。

(12) 平成29年4月15日 一部改正する。

(13) 令和5年 2月15日 一部改正する。

(14) **令和8年 1月28日 一部改正する。**

